



2022年10月1日

i-PRO 企業行動規範(Code of Conduct)

総則

1. 趣旨

i-PRO企業行動規範(以下、「行動規範」)は、i-PROグループ(*1)の全役員(*2)およびすべての社員(*3)一人ひとりが遵守すべき基本事項を明文化したものであり、行動の基本となる規範を定めたものです。

2. 適用範囲

行動規範は、i-PROグループの全役員およびすべての社員、ならびにi-PROグループ各社との契約にあたり行動規範を遵守することを合意した当事者(個人・団体・企業など)とその役員および社員に適用されます。本行動規範における主語「i-PRO」は、適用範囲の対象者一人ひとりを指します。

3. 運用上の留意点、責任

i-PROグループの全役員およびすべての社員は、行動規範の遵守が求められます。取締役および執行役員、管理職は、自ら率先垂範して行動規範を遵守し、組織内に徹底します。社員は、行動規範に反する行為を発見した場合、速やかに上司または社内通報窓口(相談窓口)に通報または相談します。

4. 違反に対する措置

法令違反を含め行動規範に違反する問題が発生した場合は、関係法令および社内規程の定めるところにより、懲戒処分の対象となることがあります。また、違反により会社に損害を与えた場合や企業イメージを毀損した場合、会社は損害賠償などの法的措置を取ることがあります。

5. 制定および改廃

行動規範の制定および改廃は、i-PRO株式会社の取締役会が決定します。各国の法令や慣習、あるいは社会や事業活動および行動規範の運用状況の変化に応じて、必要な見直し・改訂を行います。

iii-PRO

附則. 施行時期

本行動規範は2022年10月1日より実施します。

*1「i-PROグループ」とは、i-PRO株式会社およびその連結子会社を指します。

*2「役員」とは、取締役、監査役、執行役員およびこれらに準じる者を指します。

*3「社員」とは、常勤社員、臨時社員、嘱託社員、派遣社員、パートタイマー社員およびアルバイト社員等、会社の業務に従事する者を指します。